

沼津市印鑑条例の一部改正について

沼津市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月5日提出

沼津市長 頼 重 秀 一

沼津市印鑑条例の一部を改正する条例

沼津市印鑑条例（昭和50年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第10条の2中「個人番号カードをいい、」を「個人番号カードをいう。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）（これらのうち、」に、「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

「提案理由」

出入国管理及び難民認定法等の一部改正に伴い、多機能端末機等による印鑑登録証明書の交付に関する規定を改めるほか、所要の改正を行うものである。